

令和3年9月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和 3年10月 8日(金) 開会 午前10時 5分  
閉会 午前11時56分

場所 第3委員会室

出席委員 横川雅也委員長

関根信明副委員長

日下部伸三委員、梅澤佳一委員、宇田川幸夫委員、立石泰広委員、  
並木正年委員、醍醐清委員、高木真理委員、蒲生徳明委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

小野寺亘総務部長、廣川達郎税務局長、堀光美知子人財政策局長、  
田中勉契約局長、若林裕樹参事兼税務課長、片桐徹也人事課長、  
谷戸典子職員健康支援課長、須田茂利文書課長、松澤純一学事課長、  
岩崎正史個人県民税対策課長、鶴見恒管財課長、吉田雄一統計課長、  
森田克枝総務事務センター所長、丸山正太郎行政監察幹、小川裕嗣入札課長、  
吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、渡邊和貴県営競技事務所長

岡精一秘書課長

落合誠道路街路課長

阿部隆人事委員会事務局長、

田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三任用審査課長

[県民生活部関係]

真砂和敏県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、  
岩崎寿美子県民共生局長、田沢純一参事兼オリンピック・パラリンピック課長、  
小田恵美県民広聴課長、浅見健二郎広報課長、田辺勝広共助社会づくり課長、  
渡邊淳一人権推進課長、加来卓三文化振興課長、久保佳代子国際課長、  
廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、小川美季男女共同参画課長、  
若松孝治消費生活課長、菅原誠防犯・交通安全課長

## 会議に付した事件並びに審査結果

### 1 議案

議案番号	件名	結果
第108号	令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第111号	工事請負契約の締結について（道路改築工事（大滝トンネル本体工））	原案可決
第122号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第123号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決

### 2 請願 なし

### 報告事項（県民生活部関係）

- 1 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について
- 2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について

### 【付託議案に対する質疑】

#### 宇田川委員

- 1 第108号議案について、債務負担行為の期間を5年間に設定したのは、どのような理由からか。また、現在の第3期包括委託期間で収益はどうだったか。
- 2 第111号議案について、落札率が73%と大分低い。我々としても最低制限価格等の引上げを県に求めているところだが、県としては今後引上げを考えているのか。また、工事の品質の確保をしっかりとしていかなければならないが、その辺の考え方を伺う。
- 3 第123号議案について、新型コロナウイルス感染症対策に従事し、大変な職員がいる中で、期末手当を引き下げることにについて、総務部の考え方を伺う。

#### 県営競技事務所長

- 1 受託事業者の投資が期待される投票端末や映像関係機器などの減価償却期間は5年間であるものが多い。契約期間が5年より短い期間では、受託事業者に投資リスクが発生し、投資を控える可能性がある。また、県への収益率の提案は、このリスクを見込んだものとなることが予想され、良い条件提示が期待できないことが理由である。平成29年度から令和2年度までの県収益の平均は約1.5億円である。

#### 入札課長

- 2 県全体の工事の平均落札率は、昨年度は、91.3%となっている。23億円以上のWTO案件は、昨年度3件あり、平均落札率は、82.1%となっている。このことから、大型案件については高い競争が行われていると考えている。本件の落札率73.3%は、WTO案件の平均落札率より低く、各応札者の入札額は、失格基準価格付近に集中していることから、入札参加者の高い受注意欲を表した結果であると考えている。最低制限価格等の更なる引上げについては、県発注工事における落札率や低入札の発生率などの入札状況を注視するとともに、県は国の基準に準拠しているため、国の動向を踏まえて適切に対応していく。

#### 道路街路課長

- 2 低入札の場合、品質の低下や下請業者等へのしわ寄せを防止し、適正な履行の確保を図るため、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領に定められた事項について確認する調査を実施している。具体的には、当該工事の入札金額決定の理由や、下請予定の状況、労務者の具体的調達見通し、過去の工事の代金支払いの遅延や不払いの状況、過去に施工した同種工事の実績や成績などの各事項について調査の結果、適切に行われていることを確認した。また、新技術を用いた施工により作業効率が向上し、コスト縮減ができることなどを確認した。調査の結果、工事品質は確保できると判断した。また、施工に先立っては施工計画書の内容を十分に確認するとともに、工事途中における各段階で確認を行うなど、発注者としても現場監督を適切に行っていく。

#### 人事課長

- 3 新型コロナウイルス感染拡大の中で、通常業務に加え、新型コロナウイルス感染症対策関連業務に従事する職員にとっては、今回の期末手当の引下げは厳しいものであると

考えている。一方で、職員の給与については、地方公務員法上の社会一般の情勢に適応しなければならないという規定がある。県職員の給与については、県民の皆様にご理解をいただくことが必要と考えており、民間企業の調査に基づく人事委員会勧告を踏まえて改定を行うことが適切であると考えている。努力した職員に対しては、人事評価の中に職務遂行過程や姿勢意欲といった項目があるため、適切に評価をしていきたい。

#### 宇田川委員

- 1 第108号議案について、受託事業者の投資を促したいとのことだが、どのような投資の計画があるのか。
- 2 第123号議案について、影響額は幾らになるのか。

#### 県営競技事務所長

- 1 基本的には受託事業者が投資の計画を考え、プロポーザルで提案することになる。いずれにしても投票端末などは県が用意したものではなく、必要な数を事業者に投資してもらう必要があると考えている。

#### 人事課長

- 2 影響額は全体で約35億7千万円である。職員一人当たりの影響額では、約57,000円である。

#### 宇田川委員

第108号議案で確認だが、投資の計画は執行部で確認するのか。

#### 県営競技事務所長

計画は確認している。また、計画にないものであっても、期間中にシステム等の変更が生じ、新たな投資が必要になった場合は随時、協議している。

#### 立石委員

第111号議案について、最終的にはくじ引きで決まったとのことだが、この2者の入札金額の差を見ると129万円ある。それが、総合評価では同点となっているが、一致する説明をいただきたい。

#### 道路街路課長

本入札の評価値の算出並びに落札者の決定方法については、入札公告資料として提示した「総合評価方式に係る説明書」により定めている。この中で、評価値の算出方法は、技術評価点を入札価格で割ることにより算出し、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとすることとしている。この段階で、評価値の最も高い者が2者以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定することとなっている。

#### 立石委員

小数点4位以下の数値を四捨五入した結果、評価値が同点となったということか。

#### 道路街路課長

そのとおりである。

## 立石委員

先ほど宇田川委員からも、最低制限価格の引上げについて質疑もあったが、私の地元の川口市でも価格を上げており、工事の品質確保と平準化を行い、地元業者等に貢献できるよう改善してきている。もちろん国の動向を見てということもあろうが、県内業者の育成も県の役割であり、是非よく検討していただきたいと思う。今回の工事では、大量の火薬を使うことになるが、火薬類の保管、取扱いについてはどのような注意を払うのか。

## 道路街路課長

現在の計画では、大滝トンネルの工事現場に、正式には火薬類取扱所と呼ばれる保管庫を設置する予定である。火薬類の取扱いについてだが、この火薬類取扱所を設置するに当たっては、火薬類取締法に基づき、構造基準など安全に係る事項を遵守することとなる。この火薬類取扱所は火薬類の一時的な保管に使用するもので、現場内で火薬類を貯蔵するようなことはないが、現場管理に当たっては、平時はもとより、台風などの大雨による土砂災害の危険性も考慮し、火薬類取扱所の安全管理を請負業者に徹底させるよう努めていく。

## 立石委員

是非安全に扱ってほしいが、奈良県で以前、甚大な豪雨で火薬保管庫が流された。その際に受注者が、保管庫にあったものを見つけたら知らせよう注意喚起した事例があった。起こりうることであると思うが、業者にしっかり管理させ、万が一起こりうることについて地元自治体にも事前に周知する必要があると思うが、どのように連携を図っていくと考えているのか。

## 道路街路課長

奈良県の事例の詳細は把握してないが、本工事では、現場に火薬類取扱所を設置するが、これは、火薬類を一時的にストックするものであり、貯蔵する施設ではない。業者に指導をするとともに、地元自治体にも必要に応じ、情報提供する。

## 立石委員

現場に火薬は貯蔵しないという答弁だったが、それなりの量は保管することにはなるため、注意していただき安全の確保と地元との連携をとっていただきたい。(要望)

## 高木委員

競技場自体の問題や競輪自体の問題、大宮公園との関係などの中で身動きがとれない状況と理解している。しかし、5年という期間中に事業者の収益に影響を及ぼすような競技場の改変なども起こりうると思うが、契約はどのようにするのか。あるいはこの5年間はそのような改変の予定はないのか。

## 県営競技事務所長

先が見通しづらい状況なので、これまでと同様に民間の投資を期待できるような期間を設定した。競輪場の改変等については、大宮スーパー・ボールパーク構想など大宮公園全体の中で議論されていくものと認識している。私どもの立場としては、今の競輪場を利用させていただける限りは現在の形で競輪事業を続けていきたいと考えている。競輪場の改

変の有無について、私どもの立場で話すのは難しい。

#### 高木委員

競輪を続けるのであれば、建物自体を更新しないと厳しいのではないかと。

#### 県営競技事務所長

競輪場は都市整備部で所有しており、私どもはそこを借りて使用している立場なので、はっきりしたことをお話しできないことについて御理解いただきたい。

#### 並木委員

- 1 第111号議案について、急カーブが多い旧道は今後秩父市に移管されるのか。移管となると補修や修繕等で秩父市の負担が重くなるので確認したい。
- 2 トンネル工事なので貴重動植物への環境への影響はないと思う。新設道路ができる場合は環境団体などの意見があると思うが、その辺はどうなのか。

#### 道路街路課長

- 1 現道の国道140号の引継ぎについては、秩父市と協議をしており、大滝トンネルの開通後に秩父市に引き継ぐ予定である。現道の引継ぎに当たっては、現状有姿で引き継ぐことが原則であるが、必要な修繕等は行って秩父市に引き継ぐことを考えている。
- 2 現在のところ把握していない。

#### 蒲生委員

コロナ禍により、競輪に来る客の状況からして、収益等に影響が出ていると思うが、全体で見たときに、どのような変化があったのか。また、公募型プロポーザル方式で業者を決めることになると思うが、期待される成果の中に、受託事業者負担による機器類の更新とあり、第3期の実績が4億円とある。新型コロナウイルス感染症の影響により、受託事業者の投資に変化はあるか。

#### 県営競技事務所長

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、36回予定されていたレースのうち、6回が中止となり、売上げ、収益ともに落ち込んだ。収益は包括第3期の中では一番低くなっている。しかしながら、レースが開催できれば、無観客開催であっても、インターネット投票が好調なため、全体から見れば、コロナ禍においても売上げは好調に伸びている。投資については、受託事業者が、売上げ等の状況を判断して提案いただけるものと考えている。

#### 前原委員

- 1 第108号議案について、現在の委託先の経営状況はどうなのか。また、競輪事業を実施している自治体数、撤退事例について伺う。撤退の際に赤字経営であった場合、賃金支払い等の責任はどこが負うのか。
- 2 第111号議案について、大林組が国土交通省北陸地方整備局から粗雑工事により指名停止措置を受けている。その指名停止措置の効果はどのようなものか。
- 3 大林組は一昨年台風第19号の災害復旧工事で粗雑な工事であったため指名停止を受けたと聞いている。今回の工事は災害時対応とは異なり、4年間かけて計画的に行う

工事であり契約額も大きい。大林組の過去の実績について伺う。

- 4 工事中の地下水を流すために、低い方から高い方へと工事が進むと聞いているが、地震等で工期が伸びる可能性をどのように想定しているのか。
- 5 先ほど火薬の保管の質疑が出たが、残土置き場は確保しているのか。この工事を地元の方が待ち望んでいると聞いているが、供用開始の予定はいつか。完成時の通過車両をどのくらい見込んでいるのか。
- 6 第123号議案について、対象となる職員数は何人か。また、コロナ禍により医療、介護、保育、警察など昨年同時期に比べて残業時間が増えていると思うが、最長の残業時間を伺う。

#### 委員長

前原委員に申し上げる。残業時間についての質疑について、本議案の審査とどのような関連があるのか、分かるような質疑としていただきたい。

#### 前原委員

宇田川委員もコロナ禍で頑張ってきた職員について言及していたので、実態を確認するため、200時間を超える残業を行った職員の所属と人数だけでも伺いたい。

#### 委員長

整理をする。宇田川委員は、新型コロナウイルス感染症対応により業務負担の重い職員がいる状況下で給与を引き下げることについて、県の考え方を尋ねたのである。残業の詳細についての質疑は、議案からそれているように感じる。議案との関連が適当であれば質疑を続けていただく。

#### 前原委員

昨年も聞いている。

#### 委員長

そういうことではなく、議案審査に適し、かつ、簡潔な質疑とするようお願いする。

#### 前原委員

了解した。では、職員組合との話合いで出された意見について伺う。また、全国で勧告に基づき9月定例会で引下げを行う県は埼玉県以外にあるか。

#### 県営競技事務所長

- 1 現在の委託先は、日本トーター株式会社で、本県の他に九つの自治体から競輪事業の委託を受けている業界では最大手の会社である。現在の委託業務の公募に当たって、決算関係書類を提出いただき、公認会計士に財務状況を確認いただいている。その後も、経営上問題があったとは聞いていない。競輪事業を行っている自治体については、北は函館市から南は熊本市まで、5府県、34市、1村、2組合の42施行者となっている。近年は、売上げ好調なため平成27年度以降、撤退した施行者はないが、千葉市は令和2年度末に、現行の競輪を止めて、10月2日から国際ルールに従った「250競走」という新しい自転車競走事業を開始した。競輪開催に必要な費用については、賃金に限らず、県の責任で支払うことになる。

## 入札審査課長

- 2 入札参加停止措置を受けた業者は、その措置期間においては措置を行った機関の発注案件の入札に参加できない。

## 道路街路課長

- 3 千曲川の護岸工事は、災害復旧工事で、緊急随意契約で実施したものである。祖雑工事の原因は大林組の技術者が河川工事の経験がなかったこと、下請け業者も経験がなかったためと聞いている。大滝トンネルの配置予定技術者は、延長2キロメートル以上のNATM工法に従事した経験を有している。また、下請け企業もトンネル工事を専門とする会社が加わることを確認している。大滝トンネル本体工は、計画的に準備を進め設計し発注した工事であり、問題ないと考えている。
- 4 掘削をしていく中で、異常な湧水など想定外のことが発生した場合には、工期を延長することもある。その場合においても、建設工事の変更設計ガイドラインに基づき、適切に対応する。
- 5 残土仮置き場については、起点側から秩父市街方面に3キロメートル程度のところに確保している。供用開始については、現在、用地取得を進めている状況であるが、順調にいけば、トンネル本体工事が完成してから2、3年後には供用開始できるのではないかと考えている。一日当たりの交通量については、5,500台を見込んでいる。

## 人事課長

- 6 期末手当の改定を行う一般職の常勤職員の数は、約60,000人である。職員組合とは、条例改正の必要性について話し合いを行ってきた。その中で、今まで経験したことがない新型コロナウイルス感染症という災害の中で、公務員として、教職員として懸命に働いているなか、一時金を引き下げるべきではない、などの意見が出たが、丁寧に説明させていただいた。他県の状況については、本県のほか、17団体において人事委員会勧告が現在なされており、いずれの団体も期末手当を引き下げる内容である。議会への条例案の提出状況は、現時点では承知していない。

## 前原委員

- 第123号議案について、他県で勧告が出ているとの答弁があったが本当か。

## 人事課長

繰り返しになるが、本県のほか17団体において人事委員会勧告が現在なされており、いずれの団体も期末手当を引き下げる内容である。議会への条例案の提出状況は把握していない。

## 関根副委員長

- 第111号議案について、本体工事以外のコンクリート舗装並びに照明は別途発注することだが、地元業者への配慮を進めていくのか。

## 道路街路課長

- 別途工事については、県内企業の受注に配慮する。

---

## 【付託議案に対する討論】

### 前原委員

第123号議案について、反対の立場で討論を行う。本議案は令和3年9月9日付けの埼玉県人事委員会の勧告に基づき、官民格差をなくすため、期末手当を0.15月引き下げるものである。国家公務員の対応がまだ決まっていない状況であり、しかも例年は12月定例会で決めていたものである。そしてまた、現時点で17団体が勧告を受けているものの議会への議案提出はなく、埼玉県が先駆けて職員の賃金を減額するということであり、認められない。新型コロナウイルス感染症対策により経済状況が悪化する中で、県民の命を守るために長時間労働で奮闘している職員の現場実態を顧みないものである。今年は収束の見えないコロナ禍の2年目であり、とりわけデルタ株の危険な感染拡大の中、保健所の保健師や児童相談所の職員、警察官など県民の命や暮らしを守るために、最前線で奮闘してきた職員に対して、この引下げは厳しい人員体制の中で奮闘する職員に冷や水をあびせるものである。今後望まれることは職員の手当削減ではなく、長時間労働の解消を図るとともに、医療公衆衛生分野で必要とされている専門職員の増員をはじめとした県の体制強化である。緊急事態宣言は解除されたが、第6波の感染拡大が懸念され、今後の課題も山積みの中で、職員給与は削減すべきではないということを再度指摘して討論とする。